【資料２】

２０２６年１１月２２日　金子メモ

被爆者はどこにいても被爆者　在朝被爆者問題の現状と課題

１，朝鮮原爆被害者協会

結成　１９９５年２月２日

①被爆者の実情を調査・把握して治療対策を立てる。

②日本の戦時における罪行と責任を追及し、相応の補償を求める。

③日本をはじめ世界各国の被爆者組織との連帯を通して被爆者の権利を擁護する。

２，在朝被爆者の実態

２００８年調査　　被爆者数　１９１１人

うち生存者　３８２人

２０１８年実態調査の中間報告

*２００８年調査時の生存者３８２人を対象に実施

報告時　１１１人の実施が完了

※地方別の確認状況　　単位：人

No.	地方	調査対象	生存	死亡	備考
1	ピョンヤン(平壌)	17	14	3	
2	カンウォン道(江原道)	6	3	3	
3	リャンガン道(両江道)	7	2	5	
4	ピョンアンナンド(平安南道)	24	11	13	
5	ピョンアンプクド(平安北道)	14	7	7	
6	ハムギョンナンド(咸鏡南道)	9	7	2	
7	ファンヘナンド(黄海南道)	20	9	11	
8	ファンヘプクド(黄海北道)	14	7	7	
	計	111	60	51	

調査結果に基づく朝鮮被爆者協会の主張

① ・実態は、深刻　後遺症、高齢化による死亡率の増大

生存者：６０人　死亡者：５１人

死亡率：４６％（金子注・・・同時期の日本国内：約３８％）

「原爆被害の後遺症と高齢化による死亡率が著しく増加し、生存者がかなり減少している」「今回の調査が進み、対象者が増えたとしてもこの死亡率の数字は、上がることはあっても下がることはない」

② ・「何度も調査して何の意味があるのか。死んでいくのを待っているのか」という厳しい声

③ ・被爆者のみならず、２世への影響を懸念

④ ・精神的肉体的苦痛の増大。貧血などによる労働能力の低下
　　特に、肝炎患者が普通の人以上に増大
⑤ ・健康への影響不安の増大
　　高齢化以外に、循環器系の病気、白血病、白内障などの多発
　　そうした状況の中で、死亡する被爆者
　　＊強調された被爆二世への影響

日本政府の対応について

日本政府は、「国交がなくても被爆者健康手帳取得の申請があれば、交付する」と言っているが
協会は次のように指摘
①手帳申請時に必要な証人、入市、居住記録などの提示は、ほとんどできない
②現実的問題として、日本政府が「人的交流を妨げている」ので、仮に申請のために訪日しようとしても、物理的に不可能。たとえ行けたとしても、殆どの被爆者が病弱で高齢であるため、長距離の旅程は難しいのが現状。「郵送がダメ」ということが、障壁となっており、事実上申請できない。
③手帳を前提とする考え方では、実質的に救済されない
④結果、在朝被爆者だけが置き去りにされている。被爆者は、日本政府に「何等の援護も受けられないこと」への恨みを積んでいくなかで死んでいく。「これが同じ死かと言えるのか」という厳しい指摘もある。
⑤喫緊の課題である医療支援も「制裁があるから」という一言で片づけられている。
⑥２０１６年度から朴副会長に「医療費請求の通知」が届いているが、他のすべての被爆者には全く適用されず、むしろ被爆者の中により強い怒りを呼び起こしている

日本政府への要望

・被爆者に対する日本政府の謝罪と賠償問題は、日本政府の過去の清算問題の一環として解決されるべき問題。
・被爆者とその子孫に対する医療支援は、一刻を争う焦眉の問題。
・早急に、日朝間で被爆者問題を協議し、納得できる結論を出すべきだ。

最近の主張　朝鮮被爆者協会から届いた手紙（２０２６年3月２４日）

・日本政府は、日本帝国主義による朝鮮支配と朝鮮人強制連行によって生じた朝鮮人原子爆弾被害に関する全ての資料の全面公開。
・日朝関係の中核は、過去の清算。原子爆弾被害者の問題は、一部の被害生存者にわすかな慰労金や健康手当を与えることでは済まされない問題。
・現在求めているものは、全ての被害者に対する日本政府の真摯な謝罪と補償。「医療支援」には全く関心がない
・８０年以上の歳月が流れ、すでに多くの被害者が亡くなり、生存者も８０歳を遙かに超えている。
一刻も早く全ての被害者及び遺族、子孫の納得できる徹底した補償措置を講ずるべき

日本政府の対応

８月６日　被爆者団体総理要望での回答

　北朝鮮の在住被爆者野方への支援でございます。厚労大臣からもお話がありましたとおり，共にしっかりと外務省としても連携をさせていただきながら、この方首脳による健康被害、これを受けた被爆者の方々の支援という極めて重要な人道上の課題だと思っておりますので、連携を深めながら取り組みを進めて参りたいと思います。(国光あやの外務副大臣)

１０月９日の日本被団協要望書への回答

北朝鮮在住被爆者への支援については、放射能による健康被害を受けた被爆者の方々への支援という点で、重要な人道上の課題と考えている。引き続き、関係省庁と緊密に連携しながら、適切に対応していく。

＜注＞

日本政府が行った法定外の在韓被爆者支援事業

・渡日治療支援事業

　１９８０年から８５年まで実施　３４９人

・治療費支援

　１９８９年、９０年に各4，２００万円支出

・人道支援基金

　１９９１年と９３年の２回で計４０億円の基金を拠出

理由：いずれも「人道的な見地から」